

農業と科学 1982 2

CHISSO-ASAHI FERTILIZER CO LTD

普通肥料の公定規格等の 一部改正について

農林水産省農蚕園芸局
肥料機械課

野村 文昭

我が国で流通している肥料は、肥料取締法(昭和25年法律第127号)に基づき、その品質の保全と公正な取引の確保が図られているが、同法においては、円滑な取締りに資するため、肥料を主に品質面から「特殊肥料」と「普通肥料」とに区分し、これらの生産、輸入に当たって、前者を都道府県知事への届出制、後者を農林水産大臣又は都道府県知事への登録制としている。

特殊肥料は、米ぬか、たい餅その他の肥料で、農林水産大臣により指定されている。一方、特殊肥料以外の肥料は普通肥料とされ、農林水産大臣により、その種類ごとに公定規格が定められている。

これらの特殊肥料の指定、普通肥料の公定規格等については、新肥料の出現、肥料の内容の変化等実情に応じ改正されており、昨年度までに特殊肥料等の指定の改正は合計30回、普通肥料の公定規格の改正は合計27回行われている。今年度も公定規格等の改正の申し出(16業者、15件)の内容を含めて検討され、昨年の12月にその一部改正が行われた。

従来、公定規格等の改正は、踏継の事情から10月ないしは11月に行われるのが通例となっていたが、55年4月に我が国がガット・スタンダード協定を受諾したことに伴い、肥料公定規格等の改正についても、当該協定に基づき、事前公告及び通報を行い、協定加盟国の意見を聞かなければならないこととなり、今回の改正においては、このための意見提出期間を設ける必要性から、12月に改正の運びとなった次第である。

1. 普通肥料の公定規格の一部改正について

昭和56年12月12日農林水産省告示第1855号により、普通肥料の公定規格の一部が改正され、57年1月12日から施行された。この改正は、新肥料の出現、原料事情の変化等に対応して行われたもので、13種類の規格について一部が改正された。なお、今回の改正においては、新たに規格が設定されたものはなく、普通肥料の種類は、従来どおり115種類となっている。

(1) 被覆尿素

ア. 新たな被覆原料の追加等

従来、被覆尿素的被覆原料については、オレフィン系の被覆原料のみが認められていたが、新たに「硫黄及びパラフィンワックス並びにけいそう土又はタルク」及び「硫黄及びポリエチレン並びにけいそう土又はタルク」の2つの硫黄系の被覆原料が追加された。前者は、既に被覆複合肥料の被覆原料として認められているものと同じのものであり、後者については、これを使用した被覆尿素が米国において製品化されている。

また、今回の改正により認められた硫黄系の被覆原料

は、従来のオレフィン系の被覆原料に比較して被覆膜を厚く(使用割合を大きく)せざるを得ないため、含有すべき窒素全量の最小量が従来の「38.0%」から「35.0%」に改められた。なお、この改正においては、現在の被覆肥料の製造技術等を勘案し、被覆原料の使用量は原則として製品中2割以下にとどめる方針とされ、その使用量から当該最小量が定められた。

イ. オレフィン樹脂系の被覆原料の改正

オレフィン樹脂系の被覆原料の補助的原料として「けい石粉末」が追加された。

けい石粉末は、オレフィン樹脂系の被覆原料を使用して生産される被覆膜の性質を撥水性から親水性に改善するためのものであり、これにより水田等の冠水状態における製品の浮上防止を図ることを目的としている。

(2) 乾燥菌体肥料

乾燥菌体肥料にカドミウム含有量の規制が設けられ、含有を許される最大量が「窒素全量の含有率1.0%につき0.00008%」とされた。

従来、乾燥菌体肥料は、重金属等の有害成分を含有する恐れがないものとして、これらについての規制は設けられていなかったが、最近、発酵工業の排水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥して生産されるものの一部に、原排水の変化によりカドミウム含有量の高いものが生産される恐れが生じたためこれを規制することとなったものである。

(3) 副産塩基性苦土肥料

副産塩基性苦土肥料に、「発酵工業の排水を海水及び消石灰で処理して得られるマグネシウム含有物」を乾燥

<1982年2月号目次>

§ 普通肥料の公定規格等の一部改正について.....	(1)
農林水産省農蚕園芸局 肥料機械課 野村 文昭	
§ 土壌の塩類集積の現状とその問題点	
〔(1) 土壌診断基準の推定法.....	(3)
群馬県園芸試験場 環境科独立研究員 岩田 正久	
§ 水稻稚苗移植とコーティング肥料.....	(5)
山形県長井農業改良普及所 九川 一好	
§ 北国の特用作物として育てたい ヒマワリの栽培.....	(7)
ホクレン農業協同組合連合会 農業総合研究所主任研究員 景浦 強	

し、又は焼成したものの規格が追加された。

この規格は、既に副産塩基性苦土肥料として規格が設定されている「パルプ工業の排水を同様の処理をして生産されるもの」と同じく、排水の3次処理により得られるマグネシウム含有物の有効利用を目的としたものである。なお、この肥料は農林水産大臣登録肥料である。

(4) 農薬その他の物が混入される肥料

鉄、銅、亜鉛又はモリブデンの塩類が混入される第一種複合肥料、液状複合肥料、微量要素混合肥料及び液体微量要素複合肥料について、展着促進材の使用義務が廃止された。

従来、鉄、銅、亜鉛又はモリブデンの塩類が混入される肥料は、葉面散布用のものに限られ、展着促進材の使用が義務付けられていたが、最近これらの肥料が水耕栽培等葉面散布以外の用途に用いられる実態を踏まえ、その使用義務が廃止されたものである。

2. 特殊肥料の指定の一部改正について

昭和56年12月12日農林水産省告示第1854号により、特殊肥料の指定の一部が改正され、公布の日（ただし、転炉さいの指定に係る部分については57年7月1日）から施行された。

今回の改正により、2種類の肥料が新たに特殊肥料に指定され、1種類の特殊肥料が廃止され、1種類の特殊肥料の指定が一部改正された。この結果、特殊肥料の種

類は、60種類となった。

(1) くず大豆及びその粉末

「くず大豆及びその粉末」が新たに特殊肥料に指定された。この肥料は、半割等くず大豆又は水ぬれ等により変質した大豆を、搾油工程を経ないで加熱変性させ、フレック状に圧べんしたもの又はこれを粉末にしたものである。

(2) 転炉さい

「転炉さい」が新たに特殊肥料に指定された。

従来、転炉さいのうち、耕土培養法（昭和27年法律第235号）第5条第1項の規定により都道府県知事の承認を受けた耕土培養事業計画において施用資材に定められたものについては、耕土培養対策資材として特殊肥料に指定されていたが、現在耕土培養法に基づく事業が実施されていないため、かつて当該施用資材に定められたもの以外は、同等の品質であっても肥料として生産、流通できないこととなっていた。このため、今回の改正により、転炉さいを当該事業から切り離し、その施用資材としての指定の有無にかかわらず特殊肥料として生産、流通できるようにされたものである。

なお、既に耕土培養対策資材として特殊肥料の届出がされているものについては、届出の変更等の指導が必要であるため、前述のように、この改正は57年7月1日から施行されることとなった。

肥料公定規格等改正の概要

肥料の種別等	肥料の種類	改正の概要
窒素質肥料	尿 素	均一化促進材の使用を認めることを廃止する。
	被 覆 尿 素	1 定義を明確にする。 2 被覆原料に「硫黄及びパラフィンワックス又はポリエチレン並びにけいそう土又はタルク」を追加するとともに、含有すべき窒素全量の最小量を「35.0%」に改める。 3 オレフィン樹脂系の被覆原料に「けい石粉末」を追加する。
加里質肥料	けい酸加里肥料	苦土原料に「ドロマイト」を追加する。
有機質肥料	乾燥菌体肥料	カドミウムの含有量の規制を設ける。（窒素全量の含有率1.0%につきカドミウム0.8ppm以下）
複 合 肥 料	第一種複合肥料	均一化促進材の使用を認めることを廃止する。
	第二種複合肥料	「りん酸のマグネシウムアンモニウム塩」を原料に使用するものについては、く溶性りん酸の保証を認める。
	被覆複合肥料	定義を明確にする。

肥料の種別等	肥料の種類	改正の概要
苦 土 肥 料	副産塩基性苦土肥料	「発酵工業の排水を海水及び消石灰で処理して得られるマグネシウム含有物を乾燥したものの」規格を追加する。
	腐植酸苦土肥料	苦土原料に「軽焼マグネシア」を追加し、これに伴い苦土原料から「焼成した水酸苦土粉末」を削除する。
農薬その他の物が混入される肥料	第一種複合肥料（鉄、銅、亜鉛又はモリブデン混入）	展着促進材の使用義務及び硝酸化成抑制材の使用制限を廃止する。
	液状複合肥料（鉄、銅、亜鉛又はモリブデン混入）	〃
	微量要素混合肥料（鉄、銅、亜鉛又はモリブデン混入）	展着促進材の使用義務を廃止する。
	液体微量要素複合肥料（鉄、銅、亜鉛又はモリブデン混入）	〃
特 殊 肥 料	茶 葉 か す	特殊肥料の指定を廃止する。
		「くず大豆及びその粉末」を指定する。
	（耕土培養対策資材）	「転炉さい」を指定する。（「耕土培養対策資材」から「転炉さい」を除外する。）